十二、株式会社白木屋ほか四十一名に対する件

昭和四十四年（排）第三十四号

排除命令

北海道江別市四条四丁目一番地
株式会社　白木屋
右代表者　代表取締役　千野清志

北海道江別市一条三丁目十番地
江別薬局こと
野沢春夫

北海道江別市二条四丁目二番地
有限会社　渋谷商店
右代表者　取締役　渋谷乙造

北海道江別市二条五丁目四番地
長福屋株式会社
右代表者　代表取締役　長重雄

北海道江別市二条六丁目十番地
高橋自転車商会こと
高橋秀雄

北海道江別市三条三丁目二番地
有限会社　中川時計眼鏡店
右代表者　代表取締役　中川二郎

北海道江別市三条三丁目二番地の五
小松洋品店こと
小松イト

北海道江別市三条三丁目七番地
片山金物店こと
片山サイ

北海道江別市三条三丁目九番地
松平菓子店こと
松平秀雄

北海道江別市三条四丁目一番地
株式会社　上田カメラ店

右代表者　代表取締役　上田喜代松

北海道江別市三条四丁目十番地

広田たばこ、玩具、青果店こと

廣田忠一

北海道江別市三条六丁目一番地

寺田商店こと

寺田義勝

北海道江別市三条六丁目四番地の一

有限会社　吉川時計店

右代表者　代表取締役　吉田千曲

北海道江別市四条一丁目十番地

内山ふとん店こと

内山勇

北海道江別市四条二丁目十二番地

田中金物店こと

田中亮作

北海道江別市四条三丁目四番地

株式会社　阿部クリーニング店
右代表者　代表取締役　阿　部　与　三
北海道江別市四条三丁目十七番地

有限会社　まつみや靴店
右代表者　代表取締役　茅　花　満　津　実
北海道江別市四条四丁目二番地

有限会社　ありの
右代表者　代表取締役　有　野　外　吉
北海道江別市四条四丁目四番地

山本精肉店こと
山　本　栄
北海道江別市四条四丁目五番地

株式会社　小町屋
右代表者　代表取締役　有　元　孝　一
北海道江別市四条四丁目六番地

田中ラジオ㈱会こと
田　中　ナ　ツ

北海道江別市四条四丁目七番地

有限会社　まことや菓子舗

右代表者　代表取締役　荒川定夫

北海道江別市江別市四条五丁目四番地

中内クリーニング店こと

中内時代

北海道江別市四条六丁目九番地

新芳園原茶業株式会社

右代表者　代表取締役　原新一

北海道江別市五条二丁目二番地

山田自転車商会こと

山田利夫

北海道江別市五条三丁目九番地の二

真田ラジオ店こと

真田志満

北海道江別市五条三丁目十三番地

株式会社　斎藤呉服店

右代表者　代表取締役　斎藤一男

北海道江別市五条三丁目十八番地

有限会社　東京コロッケ

右代表者　代表取締役　大塚美波

北海道江別市五条四丁目一番地

株式会社　曲〆林数男商店

右代表者　代表取締役　林数男

北海道江別市五条四丁目七番地

有限会社　丸末西谷商店

右代表者　代表取締役　西谷末松

北海道江別市五条四丁目八番地

株式会社　谷村商店

右代表者　代表取締役　谷村晃

北海道江別市五条六丁目八番地

北条衣料品店こと　北条タカ

北海道江別市六条六丁目一番地

昭華堂　佐久間商店こと

佐久間貞義

北海道江別市六条六丁目一番地

有限会社　エビスヤ靴店

右代表者　代表取締役　稲沢恒世

北海道江別市六条六丁目一番地

木村靴履物店こと

木村とし子

北海道江別市七条六丁目四番地

ミツヤ化粧品店こと

駒込繁夫

北海道江別市七条六丁目六番地

有限会社　日工舎時計店

右代表者　代表取締役　加藤岩雄

北海道江別市緑町東一丁目一番地

株式会社　丸コ紺屋島商店

右代表者　代表取締役　紺屋島啓二

北海道江別市緑町東一丁目五十三番地の二

毛糸の店　まるとみこと
池田文雄
北海道江別市緑町西一丁目十二番地
有限会社　上光クリーニング店
右代表者　代表取締役　上光利雄
北海道江別市緑町西一丁目二十六番地
毛糸食品　池田商店こと
池田信雄
北海道江別市緑町西一丁目三十一番地
サンエス電気こと
斎藤国夫

当委員会は、右の者らに対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。なお、右の者らに対し、同条第二項の規定による聴聞をする、あらかじめ期日および場所を指定して聴聞の通知をしたが、株式会社阿部クリーニング店を除く者らは、正当な理由がないのに聴聞に出頭しなかつた。

主　文

一、株式会社白木屋ほか四十一名は、それぞれ、昭和四十三年十二月八日から昭和四十四年一月三日までを期間とし、「年末年始謝恩福引大売出し」と称して行なつた懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に

基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項および第三項の規定に違反したものである旨およびこのような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法についてはあらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、株式会社白木屋ほか四十一名は、それぞれ、今後不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項および第三項の規定に違反する行為を再び行なつてはならない。

三、株式会社白木屋ほか四十一名は、それぞれ、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四、株式会社白木屋ほか四十一名は、それぞれ、第一項の規定に基づいて公示を行なつたときは、遅滞なく文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社白木屋ほか四十一名は、それぞれ、肩書地に事務所を置き、小売業またはサービス業を営む事業者である。

株式会社白木屋ほか四十一名は、共同して、一般消費者を対象に、「年末年始謝恩福引大売出し」と称して、昭和四十三年十二月八日から昭和四十四年一月三日までの期間に、千円買上げるごとに福引券一枚（百円買上げるごとに補助券一枚）を与え、福引券一枚または補助券十枚で一回抽せんを行ない、特賞現金十万円二本、一等応接四点セット（三万円相当）二本、二等高級洋茶棚（九千円相当）二本、三等じゅうたん（七千円相当）二本、四等ネックレス（二千七百円相当）十二本その他の景品類（総額約八十万円）を提供することを企画し、この旨を表示したチラシ八千枚を、昭和四十三年十二月八日から同月十日ごろまでにかけて、北海道新聞、毎日新聞、読売新聞、朝日新聞および北海タイムス（いずれも朝刊）に折り込み、北海道江別市内の地域に配布し、この企画を実施

した。

しかるに、当該懸賞に係る取引の価額は、千円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円である。よって、前記景品類中特賞および一等の景品類は、この制限をこえるものである。また、当該懸賞に係る取引の予定総額は、二千万円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は、四十万円である。よって前記景品類の価額の総額は、四十万円である。よつて前記景品類の総額約八十万円は、この制限をこえるものである。

なお、株式会社白木屋ほか四十一名の店舗の近辺には、他に多数の小売業者およびサービス業者の店舗があるので、本件は、一定の地域における小売業者およびサービス業者の店舗があるので、本件は、一定の地域における小売業者またはサービス業者の相当多数が共同して行なつたものとは認められない。

法令の適用

前記事実によれば、株式会社白木屋ほか四十一名の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項および第三項の規定に違反する。

昭和四十四年八月二十一日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子